質 問 第 六 号昭和五十二年十月十九日提出

元韓国出身戦犯者の補償に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和五十二年十月十九日

提 出 者

渋 沢

利 久

茂 殿

衆

議

院

議

長

保

利

## 元 韓 玉 出 身 戦 犯 者 $\mathcal{O}$ 補 償 に 関 す る 質 間 主 意 書

昭 和 五 十 二 年 九 月、 李 大 興 氏 を 代 表者とす る関 係 者 ょ ŋ 福 田 総 理 大 臣 あ 7 提 出 さ れ た 要 請 書 12

ょ 0 て 明 5 か なごとく、 昭 和 + 七 年 六 月 朝 鮮 か ら三千 名 0) 男 子 が 日 本 軍 か ら 二 箘 年  $\mathcal{O}$ 契 約 で 徴 用

を 問 わ れ て 連 合 軍  $\mathcal{O}$ 軍 事 れ、 裁 判 を受 け 指 名 が 死 俘 刑 に、 務 五 名 が 有 無 期 刑  $\mathcal{O}$ 重 刑 結 に 処 せ 5 れ 任

さ

れ

7

南

方

各

地

に

派

造さ

軍

 $\mathcal{O}$ 

示

に

ょ

ŋ

虜

管

理

業

に

従

事

L

た

た

め、

戦

争

終

後

そ

 $\mathcal{O}$ 

責

昭 和 + 六 年 八 月 12 服 役 者 は 日 本  $\mathcal{O}$ 巣 鴨 刑 務 所 に 移 送、 サ ン フ ラ ン シ ス コ 条 約  $\mathcal{O}$ 発 効 لح 共 に

n 5  $\mathcal{O}$ 人 Þ は 日 本 籍 を 失う とい うことで 人 身 保 護 法 に ょ ŋ 日 本 政 府 に 即 時 釈 放 を 求 8 7 提 訴 し た

が 科 刑 時 が 日 本 人で あ 0 た カン 5 刑  $\mathcal{O}$ 執 行 に は 差 L 支え な **,** \ لح  $\mathcal{O}$ 理 由 で 退 け 5 れ 拘 禁 が 続 け 5

れ た。

その後 釈放命令」 が あつたとの 説明で釈放されたが、 戦時 中朝 鮮か ら 日 本軍 によ いつて 徴用され

人 Þ に ょ 0 て 日 本 政 府 に 玉  $\mathcal{O}$ 責 任 に ょ る 補 償 を要 請 てきた が 今 日 に 至 る t 解 決 を 4 な 7 で 7

る。

れ

た

8 7 何 る 戦 5 時 な 中  $\mathcal{O}$ か 援 で 日 護 本  $\mathcal{O}$ 措 玉 置 L  $\mathcal{O}$ Ł 玉 か 行 策 ŧ わ 遂 厳 れ 行 L ず、 1  $\mathcal{O}$ 俘 た 遺 め 二 虜 骨 管 を 年 理 遺 業 間 族 務 とい  $\mathcal{O}$ を もとへ う 押 契 L 約 つ 届 け に けることす も 反 7 処 して 刑  $\mathcal{O}$ 従 6 原 軍 因 行 さ を わ つ せ、 れ < て 食糧 り、 V な ŧ 刑 1 施 死 者 設 遺 Ł 族 不 12 備 対 を 極 L

責 任 元 が 韓 あ 玉 ること 人 戦 犯 を 在 認 日 め 生 玉 存 家 者 補 は 償  $\mathcal{O}$ 刑 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 死 場 者 で 遺 誠 族 意 及 あ び る 服 態 役 度」 者 に を 対 示 L L て お 欲 恵 L 4 的 1 لح 配 強 慮 < で 望 は ん な で < 1 る。 日 本 玉 に

兵 役 義 務  $\mathcal{O}$ な か 0 た  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 人 々 を 強 制 徴 用 し、 契 約 を 守 5 ず 長 期 12 わ た ŋ 軍 務 を 強 要 す Ś ことで

起 こつ た \_ 0 人 Þ  $\mathcal{O}$ 犠 牲 は、 明 5 カン に 日 本 政 府  $\mathcal{O}$ 玉 策 遂 行 上 惹 起 され た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 日 本 政 府 は

これら元韓国出身戦 犯者に対し誠意をもつて責任ある解決をすべきであり、 政府の見解を明らか

にされたい。

日本政府は何らの責任なしとするならその理由を明らかにし、 責任ありとするなら今後の対応

策を示されたい。

右質問する。